

日本臨床歯科学会  
認定歯科技工士施行細則

(趣旨)

第1条

日本臨床歯科学会(以下「本会」)認定歯科技工士制度規程(以下「規程」)の施行にあたって、日本臨床歯科医学会認定歯科技工士(以下「認定技工士」)に関し、規程に定められている事項以外は、次の各条に従うものとする。

(申請書類)

第2条

規程第5条を満たし認定技工士の資格を申請する者は、次の各号に定める書類に申請料を添えて学会に提出しなければならない。

- (1) 日本臨床歯科学会認定歯科技工士申請書(1号様式)
- (2) 誓約書(2号様式)
- (3) 認定審査料納入済領収書(写)
- (4) 履歴書(3号様式)
- (5) 学術大会等参加記録(4号様式)
- (6) 在籍証明書(5号様式)
- (7) 症例記録(6号様式)
- (8) 修復物カラー写真(7号様式) 3症例
- (9) 同意書(8号様式)

(研修)

第3条

規程第5条における申請時の本会会員期間は、歯科技工士国家試験合格後の10年間の臨床期間を1年間の本会会員期間に、また、本会が認める関連学会の会員期間2年間の本会会員期間1年間として認める。ただし、上記の条件で本会会員期間が認められたものでも、2年間以上本会会員であることを必要とする。

2. 前項にある「本会が認める関連学会」とは「特定非営利活動法人日本臨床歯科学会認定医制度関連学会に関する細則」に基づき認定された学会をいう。

第4条

日本臨床歯科学会認定医制度暫定規程第10条に定めた

本会が認めた研修施設での研修は、その期間及び内容等の適正について申請書類をもって委員会にて判断する。

(認定期間)

#### 第5条

認定技工士の認定期間は5年間とする。

(更新)

#### 第6条

認定技工士の更新を申請しようとする者は、次の各項の書類に更新料の受領証のコピーを添え委員会に提出しなければならない。

- 1) 認定技工士更新申請書(様式 15)
  - 2) 認定技工士認定証の写し
  - 3) 認定期間における3例の症例報告(様式 7号)
2. 更新の申請は、認定失効期日の1年前から行うことができる。
3. 認定技工士の更新をする者は次の要件を備えていなければならない。
- 1) 5年の間で日本臨床歯科医学会学術大会出席30単位以上取得していること。
  - 2) 日本臨床歯科学会学術大会 認定歯科技工教育講演に1回以上出席していること。
4. 更新時において65歳以上の認定技工士の場合、更新料と更新申請書の15号様式、もしくは16号様式の提出をもって終身認定技工士として認める。この認定証の登録期限の記載は「終身」とする。

#### 第7条

止むを得ない理由で更新の申請ができないと委員会が認めた場合には、その理由が消滅した時点で遡及し申請することができる。

2. 止むを得ない理由が無く、未更新による資格喪失者が再び資格を申請するときは、手数料を添え未更新の理由および申請のための必要書類を提出し、次の各号のいずれかで委員会の審査を受けなければならない。

- (1) 症例報告書による審査(書類審査)
- (2) 認定技工士試験(症例を提出し、口頭試問を受ける)

(諸費用)

#### 第8条

この制度の施行に関わる諸費用を次のように定める。

認定申請料 無料

登録料 2万円(消費税別)

更新料 2万円(消費税別)

#### 第9条

前条に定める既納の申請料等は、いかなる理由があっても返却しない。

(規則の改定)

#### 第10条

この細則の変更は委員会の議を経て、理事会での承認を得るものとする。

附則

1. この施行細則は、平成29年11月24日から施行する。